

**標準共済システムのプログラム保守等
及びセンタ運用支援業務の委託**

総合評価基準書

法務省共済組合ほか18共済組合

令和8年1月

本総合評価基準書は、「標準共済システムのプログラム保守等及びセンタ運用支援業務の委託」に係る提案について、性能等の評価方法を定めたものである。

提案書の評価は、本基準書と別紙1「提案書総合評価基準表」に基づいて実施する。

1. 評価の手続き

(1) 必須要件の評価

仕様書及び提案書作成要領に定める要件のすべてを満たしている場合は「合格」、すべてを満たしていない場合は「不合格」とし、合格の場合のみ基礎点を与える。

なお、仕様書等に定める各要件の確認に当たっては、要件に基づき記述している場合であっても、根拠、実現方法等が不明瞭であるものは不合格とする場合がある。

(2) 追加点の評価

「(1) 必須要件の評価」で合格となったものについては、提案書の各評価要素を別紙1「提案書総合評価基準表」に基づいて相対的に評価し、提案書記述項目の重要度及び相対的評価の結果に応じて追加点を与える。

同基準表の「評価の観点」の各項について、根拠が具体的であり適切な提案であると判断できる場合には、これを高く評価する。

2. 採点方法

(1) 基礎点

100 点

(2) 追加点

1000 点

(3) 追加点配点基準

提案書記述項目の重要度及び相対的評価の結果に応じて与える追加点の配点基準は、以下のとおりである。

追加点配点基準

相対評価	評価区分（評価項目の重要度）	
	A	B
相対的に優れている	200	100
相対的にやや優れている	150	75
標準である	100	50
相対的にやや劣っている	50	25
相対的に劣っている	0	0

以上